

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和4年2月28日（月）午前9時30分～午前10時

2. 開催場所

矢掛町農村環境改善センター 2階 農業研修室

3. 出席委員 16名

| 農業委員 9名 | | | 農地利用最適化推進委員 7名 | | |
|---------|--------|---|----------------|-------|---|
| 1番 | 岸野 敏夫 | 出 | 矢掛地区推進委員 | 阿部 泰博 | 出 |
| 2番 | 石井 博 | 出 | 美川地区推進委員 | 守屋 弘旨 | 出 |
| 3番 | 妹尾 吉高 | 出 | 三谷地区推進委員 | 田邊 穂積 | 出 |
| 4番 | 竹内 義男 | 出 | 山田地区推進委員 | 門野 竹志 | 出 |
| 5番 | 三好 伸夫 | 出 | 川面地区推進委員 | 池田 信夫 | 出 |
| 6番 | 坪井 幹子 | 出 | 中川地区推進委員 | 奥村 明美 | 出 |
| 7番 | 山部 智裕 | 出 | 小田地区推進委員 | 妹尾 行恭 | 出 |
| 8番 | 池田 喬 | 出 | | | |
| 9番 | 高月 周次郎 | 出 | | | |

4. 議案日程

- (1) 議案第59号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第60号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第61号 農用地利用集積計画書（No.167）（案）の決定に対する意見について
（所有権移転に関するもの）
- (4) 議案第62号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（矢掛町全域）

5. 議案の内容 別紙のとおり

| | |
|---------|---|
| 議 長 | <p>それでは、ただ今から令和3年度第12回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、7番 山部委員と8番 池田委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第59号から議案第62号の4議案です。</p> |
| 議 長 | <p>議案第59号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件議題とします。 事案番号50番につきましては、守屋委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで守屋委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(午前9時31分 守屋委員 退席)</p> <p>では、事務局から説明します。</p> |
| 事 務 局 | <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上3件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号50番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p> |
| 5 番 委 員 | <p>現地を確認しました。譲受人が増反をされるということで、問題ないと思います。</p> |
| 議 長 | <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号50番につきまして、他に意見はありませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>(異議なし)</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号50番につきましては、許可と決定します。 (午前9時36分 守屋委員 着席) |
| 議 長 | 事案番号51番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。 |
| 7番委員 | 贈与で所有権移転され、譲受人は適切に管理されると思いますので、問題ありません。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号51番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号51番につきましては、許可と決定します。 |
| 議 長 | 事案番号52番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。 |
| 1番委員 | 南山田の圃場整備した農地です。譲受人は現在、申請地の隣の農地を耕作されています。問題ないと思います。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号52番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号52番につきましては、許可と決定します。 |
| 議 長 | 議案第60号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、4件議題と します。事務局から説明します。 |
| 事務局 | (議案朗読説明) |
| | <p>事案番号22番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。</p> <p>事案番号23番から25番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> <p>なお、事案番号23番の埋蔵文化財発掘の届出については、町教育委員会へ手続き中です。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | 事案番号 2 2 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。 |
| 4 番委員 | 現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、排水等、問題ないと思います。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 2 2 番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号 2 2 番につきましては、許可と決定します。 |
| 議 長 | 事案番号 2 3 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。 |
| 7 番委員 | 現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、排水等、問題ないと思います。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 2 3 番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号 2 3 番につきましては、埋蔵文化財発掘の届出について、発掘可である旨が通知される場合、許可処分を行うことを議決します。 |
| 議 長 | 事案番号 2 4 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。 |
| 7 番委員 | 現地を確認しました。すでに転用しており、カーポートがあります。申請地の西側に住宅を建築される予定です。被害防除計画書のとおり、排水等の問題もないと思います。なお、始末書の提出がありました。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 2 4 番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号 2 4 番につきましては、許可と決定します。 |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | 事案番号 25 番につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。 |
| 1 番委員 | 太陽光パネルを設置されます。被害防除計画書のとおり、排水等の問題もないと思います。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 25 番につきまして、他に意見はありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | 異議がありませんので、事案番号 25 番につきましては、許可と決定します。 |
| 議 長 | 議案第 61 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 167) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するものを 1 件議題とします。事務局から説明します。 |
| 事 務 局 | <p>本計画は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、農地中間管理事業の一環として行っている特例事業として農地の売買を行うものです。</p> <p>具体的には、対象地が農振農用地であり、購入者が認定農業者や「人・農地プラン」の中心経営体である等の条件を満たしている売買において、農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 号に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から農地を買受け、購入者に売渡すものです。所有者及び購入者のメリットとして、税の特別控除が受けられる点や登記手続きを公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団及び矢掛町が代行する点があります。</p> <p>本計画は、2 月 9 日の総会で承認された議案第 55 号の農用地利用集積計画に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団へ所有権移転を行った件について、購入者に売り渡すものです。</p> <p>では、個別の事案を説明します。(事案説明)</p> |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。 |
| | 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 167) (案) につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。 |
| 1 番委員 | 購入者は、管理も問題なくされると思います。問題ありません。 |
| 議 長 | 地元農業委員から意見がありましたが、矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 16 |

| | |
|--------------|---|
| 各委員 | 7) (案)につままして、他に意見はありませんか。 (異議なし) |
| 議長 | 異議がありませんので、議案第61号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 167) (案)の決定に対する意見について、「異議なし」と決定します。 |
| 議長 | 議案第62号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議題とします。 事務局から説明します。 |
| 事務局 | 集計表にありますとおり、今回対象となっている農地は、11地区、55筆、約3.6haです。 (抽出基準、各地区の一覧表、地図についての説明)以上です。 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりました。 議案第62号につままして、リストのとおり、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断してよろしいか。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 議長 | 異議がありませんので、議案第62号につままして、リストのとおり、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することを議決します。 |
| 議長 | 次に 4. 各種報告 について確認します。 |
| 議長 | (1) 農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。 |
| 小田地区 推進委員 | 事案番号1番について、確認しました。特に問題ありません。 |
| 議長 | (2) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。 |
| 美川地区 推進委員 | 事案番号1番について、確認しました。5枚の田が1筆になっています。そのうちの一部を家庭用菜園として利用されていました。問題ないと思います。 |

| | |
|---|---|
| <p>議 長</p> <p>矢掛地区 推進委員</p> <p>美川地区 推進委員</p> <p>三谷地区 推進委員</p> <p>山田地区 推進委員</p> <p>小田地区 推進委員</p> | <p>(3) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号1番, 2番について, 確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号3番について, 確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号4番, 5番について, 確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号6番, 7番, 8番について, 確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号9番, 10番について, 確認しました。問題ありません。今後, 露天駐車場へ転用予定とのことです。後日, 必要な書類を提出されます。</p> |
| <p>議 長</p> <p>4番委員</p> <p>5番委員</p> <p>7番委員</p> <p>1番委員</p> <p>8番委員</p> | <p>(4) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>矢掛地区について, 確認しました。問題ないと思います。</p> <p>美川地区について, 確認しました。問題ないと思います。</p> <p>三谷地区について, 確認しました。問題ないと思います。</p> <p>山田地区について, 確認しました。問題ないと思います。</p> <p>川面地区について, 確認しました。問題ないと思います。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これを持ちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p> |